〇 主文

本件控訴をいずれも棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

〇 事実 一 申立

控訴人は「原判決を取消す。被控訴人広島入国管理事務所主任審査官が控訴人に対し昭和三八年一一月二八日付でなした収容令書の発付処分は無効であることを確認する。被控訴人広島入国管理事務所入国審査官が控訴人に対し昭和四三年一月一〇日付でなした『控訴人は出入国管理令二四条六号に該当する』旨の認定を取消す。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人らの負担とする。」との判決を求めた。被控訴人らは主文同旨の判決を求めた。

二 主張及び証拠関係

当事者双方の主張及び証拠の関係は、次に付加するほか、原判決事実摘示のとおりであるからこれを引用する。

(証拠関係) (省略)

〇 理由

当裁判所も被控訴人入国審査官の本案前の主張は採用し難く、控訴人の本件請求はいずれも失当であり棄却すべきものと判断するが、その理由は次に訂正付加するほか、原判決が理由として説示するとおりであるからこれを引用する。

一 原判決一六丁表一行目から同三六丁裏三行目までを次のとおり改める。

そこで次に控訴人の反対の立証について判断する。

1 控訴人の右主張にそう証拠としてはAの入国警備官、司法警察員、入国審査官に対する各供述調査謄本(成立に争いのない乙第四、六、三〇号証)、Bの出生届謄本(成立に争いのない乙第一二、七〇号証)、同戸籍謄本(成立に争いのない甲第五号証、乙第一〇号証の三〇及びCの広島入管所長宛の書信(乙第四二号証)が存在するので、順次その内容の信用性につき検討を加える。

前掲乙第六号証によると、Aは、「自分は二五歳のとき尾道でDと内縁関係を結び、結婚後一年位して夫婦喧嘩をして呉市く地名略>にいた父Eの許に帰つたが、呉造船所の工員である通称Fさん(名前は忘れた)と関係して妊娠し、大正一〇年一〇月一六日頃、〈地名略〉の父の叔父G方で、その隣家にいた叔母Hの介助で男児を出産し、Bという名を付けて育てた。子供のチリゲのところに小豆位のホクロがあつた。約一月位後に子供を朝鮮人に渡し、喧嘩別れをして一年位後に夫Dの許に帰つたが、その間にその朝鮮人は三、四回Bを連れて尋ねて来た。その時その朝鮮人の名前もきいたが忘れた。昭和二〇年一〇月頃尾道駅で右朝鮮人に会い、自分の住所を教えて別れた。

しかしながらAの各供述には種々の喰違いがあるのみならず、その内容にも疑問の点が多い。すなわち、Aはその供述によれば控訴人が最初にして最後の子であるからその出生時の状況は鮮明に記憶しているはずである。しかるにその出生の日時は前掲乙第六号証によれば大正一〇年一〇月一六日頃であるのに、前掲乙第四、三〇号証では大正一〇年一〇月一一日とされ、しかも前掲乙第一二、七〇号証(出生届)によれば、Aは昭和三四年一〇月二七日に控訴人の出生届をしたときには右供述とまた異り生年月日を大正一〇年一二月一六日として届出ている。また出産の介助をして貰つたというHは前掲乙第六号証によれば呉市<地名略>のG方の隣家に住んでいたとあるのに、前掲乙第四、三〇号証では本籍地(世羅郡<地名略>)か

ら来て貰つたとあり相互に喰違いがある。更にAはBの父親は呉造船所の通称Fさんというのみでその名前は忘れたといい、養親となる朝鮮人の住所氏名も当初はきかず、のち三、四回控訴人を連れて来た際きいたといいながらこれも忘れたと供述し、

また控訴人の名前も呼名はBとしたがどんな字にするか考えていなかつたと供述するか、いずれも理解し難いところである。

更にAはその供述によれば控訴人を養子にやつた朝鮮人には当時三、四回会つたのみでその後全く会つていないのに、それから約二三年余を経過した昭和二〇年一〇月にその朝鮮人を尾道駅前で偶然みかけ、その顔を記憶していたというのも、奇異の感は免れない。

また成立に争いのない乙第六四号証の三によれば、広島大学医学部 I は、控訴人の背中にあるホクロについて「上背部の小腫癌であつて、色素性母斑の真皮肉型と診断され、このような母斑は、生来性のものであり、人工的に作成しうるものではないが、生下時よりみられるものはむしろ稀であつて、生後時を経て発生するものが多いといわれている。」旨の鑑定をしているのであつて、これによれば A が生んだ 男児の背中にホクロがあつた旨の同人の供述についても疑念が生じる。

したがつて控訴人は自分の子であるとするAの各供述にはその信ぴよう性につき強い疑問を抱かざるを得ない。

次に、Bの出生届謄本(乙第一二、七〇号証)、同戸籍謄本(甲第五号証、乙第一〇号証の三)によれば、Aは昭和三四年一月二七日、尾道市長に対し、控訴人を大正一〇年一二月一六日出生した旨届出をなし、その旨の戸籍謄本が作成されていることは認められるが、右はAの届出によりなされたものにとどまるから、前記認定のとおり、控訴人は自分の子であるとするAの各供述が信用できない以上、控訴人の主張を証するに足りないし、またCの広島入管所長宛の書信(乙第四二号証)も、成立に争いのない乙第七二号証の三によれば、右書信はC死亡後にほしいままに作成されたものと認められるから、控訴人の右主張を証するに由ないものである。

② また控訴人は、入国警備官に対する供述(成立に争いのない乙第一、二一号証)、入国審査官に対する供述(成立に争いのない乙第二六、二七号証)、特別審査官に対する供述(成立に争いのない乙第三六、三七、四〇、四三、四六号証)及び原審における控訴人本人尋問において、自分はAの子であるとし、自分の出生の秘密を知り、またAと親子の対面をするまでの経過について種々述べている。そして控訴人が出生の秘密を打明けられ、

Aと親子の対面をするまでのことは控訴人にとつて極めてショツキングな事実というべきであるから、その記憶は鮮明なはずである。

ら知つている人だつた。」と供述しているのであつて、A方が判明した経緯、Lに

会つた順序などに喰違いがある。 更に右控訴人の供述によれば、控訴人はAが実母と知り昭和三四年一二月に母を探 す目的で来日したというのに、来日前Aから控訴人を貰つたというCを訪ねてその詳しい事情を知ることもせず、また一二月二〇日〈地名略〉に上陸し妻Mに会つた際同人に実母探索方を依頼することもなく、更にまた自らも昭和三三年一二月二一 日大阪港に入港、上陸し、一二月三一日から同三四年一月六日頃までく地名略>に 帰っておりながら実母探索に全く手をつけないで過しているのであって、これらの 行為はその目的に照し理解し難いところである。

したがつて控訴人が、自分の出生の秘密を知り、また実母というAと親子の対面を するまでの経過につき種々供述するところもまたたやすく信用し難いというほかは ない。

なお控訴人は」はすでに死亡している旨主張し、これにそう前掲乙第二一、二七 三七号証(控訴人の供述調書謄本)、第四四号証(Nの証人尋問調書謄本) 一八号証(〇の供述の訳文)及び原審証人Nの証言、原審における控訴人本人尋問 の結果があるが、成立に争いのない乙第一号証(控訴人の供述調書謄本)第一七号 証の二(Jの戸籍謄本)、第二三号証(Pの証人供述調書謄本)、弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる乙第六一号証及び録音テープ(Qの供述を録 音したもの)検証の結果と対比したやすく信用できない。

また原審証人R、当審証人S、同T、同Uの各証言によれば、控訴人は昭和五、 年頃竹原市に在住していたものと認められるが、右事実はJの来日の日時が被控訴 人ら主張のように昭和一一年ではなく、昭和五、六年以前であつたことを推認させるにすぎず、前記認定を左右するに足りない。 二 原判決三六丁裏一〇行目と一一行目との間に次のとおり挿入する。

かりに、韓国人K、O間の長男として韓国戸籍に現存するJが死亡しており、した がつて控訴人が右」とは別人であるとしても、この事実からただちに控訴人が日本 人Aの子Bであるとする結論が導かれるものでないことは明らかであり、またこの 事実によつて前記措信しがたいものとした乙号各証等が措信し得るものとなるとは 解されないので、Aと控訴人との間の母子関係を認めるに足りる証拠のない本件に おいては、

控訴人がAの子であるとする控訴人の主張は結局において排斥を免れないものとい うべきである。

そうすると原判決は相当であつて控訴人の本件控訴は理由がないのでこれを棄却す ることとし、控訴費用の負担につき民訴法九五条、八九条を適用して主文のとおり 判決する。

(裁判官 胡田 勲 高山 晨 下江一成)